

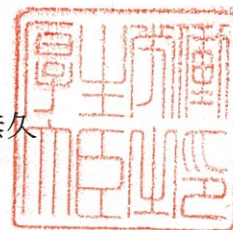
厚生労働省発職 0327 第 3 号

平成 27 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

(別紙)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱(案) (抄) 【年度当初施行分】

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 (略)

二 両立支援等助成金制度の改正

(一) 女性の活躍促進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合の加算を廃止するものとする。

(二) ポジティブ・アクション能力アップ助成金を廃止するものとする。

三 (略)

第二 その他

一 この省令は、平成二十七年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。